

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る関係課長会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「川崎市多文化共生社会推進指針」に掲げる基本目標「多文化共生社会の実現」を目指し、出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う国の総合的対応策をはじめとした取組を進めるため、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会外国人市民施策専門部会」と連携を図りながら、次の事項を所掌する。

- (1) 出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う国の総合的対応策に関する情報共有・連絡調整に関すること。
- (2) 外国人市民等の実態の把握に関すること。
- (3) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に関すること。
- (4) その他、目的の達成に必要な事項

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、市民文化局多文化共生推進課担当課長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、総務企画局企画調整課担当課長をもって充てる。

(会議等)

第4条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(検討部会等)

第5条 会議は、所掌事務の円滑な推進のため、検討部会及び作業部会（以下「検討部会等」という。）を設けることができる。

- 2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。
- 3 作業部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 会議及び検討部会等の庶務は、総務企画局企画調整課及び市民文化局多文化共生推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

委員長	市民文化局市民生活部多文化共生推進課担当課長
副委員長	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
委員	総務企画局総務部庶務課長 総務企画局行財政改革マネジメント推進室担当課長 財政局財政部庶務課長 財政局財政部財政課長 市民文化局市民生活部企画課長 経済労働局産業政策部企画課長 環境局総務部環境調整課長 健康福祉局総務部企画課長 こども未来局総務部企画課長 まちづくり局総務部企画課長 建設緑政局総務部企画課長 港湾局港湾経営部経営企画課長 臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部担当課長 会計室審査課長 川崎区役所まちづくり推進部企画課長 幸区役所まちづくり推進部企画課長 中原区役所まちづくり推進部企画課長 高津区役所まちづくり推進部企画課長 宮前区役所まちづくり推進部企画課長 多摩区役所まちづくり推進部企画課長 麻生区役所まちづくり推進部企画課長 上下水道局経営管理部経営企画課長 交通局企画管理部経営企画課長 病院局経営企画室担当課長 消防局総務部担当課長 市民オンブズマン事務局担当課長 教育委員会事務局教育政策室担当課長 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長 監査事務局行政監査課長 人事委員会事務局調査課長 議会局総務部庶務課長